

欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表  
(標準必須特許 (SEP) に係るガイダンスを含む)

2017年11月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、11月29日、知的財産権の確実な保護、及び、欧州企業（特に中小企業及びスタートアップ企業）におけるイノベーション投資を促進するための対策につき、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースにて公表された対策としては、模倣品・海賊版対策の強化、及び、標準必須特許 (SEP) のための公正かつバランスのとれた制度の構築、の二点が示されている。

模倣品・海賊版対策の強化については、知的財産権エンフォースメントに係る欧州指令 (Directive 2004/48/EC。以下、「エンフォースメント指令」) に関するガイダンスを公表し、エンフォースメント指令の解釈を明確化することで、法的確実性の向上を図るとともに、産業界主導の模倣品対策活動支援の継続や、第三世界（中国、東南アジア、ラテンアメリカ）における知的財産権エンフォースメントに関する最新報告書の公表、EU 税関との協力などを進めていくとしている。

また、SEP については、公正かつバランスのとれた制度を構築するべく、ガイダンスを公表し、これにより、製品製造業者にとっては、透明性及び予見可能性の高いライセンスング・ルールの下で技術にアクセスすることが可能となるとともに、特許権者にとっては、研究開発及び標準化活動への投資を回収することができ、これにより、最適な技術を標準に組み込む意欲が促進されるものとしている。

なお、本プレスリリースによれば、欧州委員会は、公表したこれらの対策の進捗状況を注視し、更なる対応が必要かどうかについて検討を行うとしている。

<参考：SEPに係るガイダンスの概要>（※詳細等については原文を参照されたい。）

## はじめに

SEPについて、バランスのとれた、円滑かつ予見可能性の高い枠組みを促進するような主要原則を明らかにすることが急務である。なお、このガイダンスは、法令ではなく、欧州連合司法裁判所（CJEU）によるEU法の解釈に影響を与えるものではない。また、このガイダンスは、欧州委員会によるEU競争法の適用、特にEUの機能に関する条約（TFEU：Treaty on the Functioning of European Union）第101条及び第102条の適用について、拘束力を有するものではない。

## 1. SEPに関する透明性の向上

- 欧州委員会は、標準化組織（SDO）に対し、SDOのデータベースが主な質に関する特徴を早急に確保することを求めるとともに、このプロセスを促進するためにSDOと協力する。
- 欧州委員会は、SDOに対し、現在の宣言システムを、SEPについてより最新かつ正確な情報を提供するツールへ移行させることを求めるとともに、このプロセスを促進するためにSDOと協力する。
- 欧州委員会は、宣言されたSEPが、標準必須性について信頼のおける審査を受けるべきこととする点について検討を行い、適切な審査メカニズムの導入を促進することを視野に、選択した技術に係るSEPについて試行プロジェクトを立ち上げる。

## 2. SEPのためのFRAND（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）ライセンス条件の一般原則

欧州委員会は、これまでの進展に鑑み、SEPライセンスは以下の原則に基づくべきと考える。

- FRANDの定義について、万能な解決策は存在しない。何が公正（fair）かつ合理的（reasonable）と考えられるかについては、分野や時点により異なり得る。効率性、両当事者にとって合理的と期待されるライセンス料、標準の普及を促進するために技術利用者（implementer）による取り込みの容易さが考慮されるべきである。
- FRAND価値を決定する場合、特許技術により付加された現在価値を考慮しなければならない。その価値は、その特許技術とは関係のない製品の市場における成功とは、無関係である。
- FRAND価値を決定する際、当事者は、標準に対する合理的な総合ライセンス料率を考慮しなければならない。
- FRAND条件における非差別条件とは、特許権者は、類似した状況（"similarly situated"）の技術利用者（implementers）に対して差別できないことを示している。

- ・製品がグローバルに流通することから、世界規模に基づいて合意した SEP ライセンスはより効率的なアプローチに寄与し、それゆえ FRAND と両立し得る。
- ・欧州委員会は、十分な透明性及び予見可能性を提供するとともに、特許プールや他のライセンシング・プラットフォームを通じて、IoT（Internet of Things）環境（特に中小企業）における多数の技術利用者（implementers）のライセンシングを容易にする効果的な解決策を構築することを、SDO 及び SEP 権利者に対して求める。
- ・欧州委員会は、特に IoT 分野において、ライセンシング実務を監視する。また、産業界でのライセンシング実務、有効な知財価値評価、及び、FRAND 決定に係る専門知識を深めるべく、専門家グループ（expert group）を設置する。

### 3. SEP のための予見可能なエンフォースメント環境

欧州委員会は、FRAND プロセスにおいては、タイムリーな応答を含め、両当事者が誠実（good faith）に交渉する必要があると考える。しかしながら、差止請求権は、不誠実（bad faith）な当事者（例：FRAND 条件に基づくライセンス契約を望まない当事者）に対して行使され得る。ただし、それ（差止請求権）は、比例的（proportionally）に用いられなければならない。

欧州委員会は、以下の点を実行する：

- ・ポートフォリオ・ライセンシングに係る産業界の実務に従い、効率的かつ効果的な SEP 訴訟を可能とするべく、利害関係者と協働し、サンプリング等、方法論を開発して利用する。
- ・調停及び裁判外紛争解決手続（ADR）ツールの展開を更に促進する。
- ・欧州における特許主張主体（PAEs：Patent Assertion Entities）の影響を監視する。

### 4. オープンソースと標準

欧州委員会は、調査研究及び分析を通じて、オープンソースと標準化間の良好な交流を図るべく、利害関係者、オープンソース・コミュニティ、及び、SDO と協働する。

### 5. 結論

EU における単一市場及びデジタル単一市場の利益を欧州が最大限享受するためには、持続可能かつ効率的な標準化エコシステム及び SEP ライセンシング環境を支えるような、バランスの取れた知的財産権フレームワークが必要である。

このガイダンスは、全体論的なアプローチを提案し、効率性ととも各産業分野がどのように構造となっているのかを考慮した上で、SEP ライセンシングの重要原則を明らかにしている。これらの原則を成功裏に実現し、示されたアクション、とりわけ IoT の登場に伴うスタートアップ企業の参加を促進することにより、具体的な結果を確実なものとする。

するためには、利害関係者と協働することが必要であろう。それゆえ、欧州委員会は、あらゆる利害関係者に対し、これらを積極的に実行するよう勧めていく。

欧州委員会は、今後創設する専門家グループ（expert group）を活用し、必要であれば更なる調査研究を立ち上げることで、SEP ライセンシング市場を、特に IoT 技術分野にフォーカスして、注視していく。そして、達成された進展状況を確認し、それに基づき、円滑で、効率的かつ効果的な SEP ライセンシングのための、バランスの取れたフレームワークを確実なものとするために、更なる対策が必要か否か、評価することとする。

－ 欧州委員会のプレスリリース、FAQ、及び、ファクト・シートは、以下参照 －  
(プレスリリース)

[Intellectual property: Protecting Europe's know-how and innovation leadership](#)

(FAQ)

[MEMO/17/4943 - Frequently Asked Questions](#)

(ファクト・シート)

[Factsheet - The protection of Intellectual Property](#)

[Factsheet - Why Intellectual Property Rights matter](#)

[Factsheet - Standard Essential Patents](#)

－ バランスのとれた知的財産権エンフォースメント制度に関する文書及び関連レポートは、以下参照 －

[Communication: A balanced IP enforcement system responding to today's societal challenges](#)

[Report on the functioning of the Memorandum of Understanding on the sale of counterfeit goods via the internet](#)

－ エンフォースメント指令に係るガイダンス及び関連レポートは、以下参照 －

[Communication: Guidance on the Directive on the enforcement of intellectual property rights](#)

[Report on the Evaluation of Directive on the enforcement of intellectual property rights \(IPRED\)](#)

－ SEP に係るガイダンスは、以下参照 －

[Communication: Setting out the EU approach to Standard Essential Patents](#)

(以上)